

盛岡市中心市街地デザイン戦略 実装化提案制度

令和 8 年度実施要領

令和 8 年 7 月

盛岡市都市整備部都市再生課

1 制度実施の経緯

市は、行政と民間という目的や性質が違う主体が、その違いを超えて「まちづくり」の観点で連携し、長期的な展望をもって都市を再編していくための土台として、「盛岡市中心市街地デザイン戦略」（以下、「デザイン戦略」という。）を策定しました。

デザイン戦略では、中心市街地全体と16のエリアについて、それぞれ現状と課題を整理し、考えられる魅力的な中心市街地の姿を将来ビジョンとして可視化することで、行政と民間が将来のまちづくりを考える上での土台として活用されることを目指しています。

今後は、従来の行政主導による整備から転換し利活用を見据えた形で行政と民間が構想段階から協働して事業を進める必要があります。

こうした状況認識から、具体的なまちづくりへと進む上で、中心市街地の魅力向上に取り組みたいという意向を持つ民間事業者等と共に、その発案に基づき事業を進めていくため、盛岡市中心市街地デザイン戦略実装化提案制度（以下、「本制度」という。）を創設し、運用します。

2 制度の概要

本制度は、中心市街地における課題解消や魅力の向上につながる事業の実現に向けて、民間事業者等による発案の中から市が協働して取り組むべき事業を検討し、行政と民間が連携して進めていくものです。

これにより、民間事業者等においては、自ら主体的にまちづくりに関与することが可能となり、市としては、エリアや事業内容の選定における公平性を確保しながら、中心市街地のまちづくりに関して効率的に予算を配分していくことができます。

ただし、民間事業者等から出される提案については、市においてテーマへの適合性や実現可能性を判断し、市の財政的負担を伴う場合は、原則としてプレゼンテーション等による内容の審査を行うほか、予算の成否によっては事業化を再検討する場合があります、全ての提案がその通り事業化されるものではありません。

2-1 対象とする提案テーマ

上記の趣旨を踏まえ、本制度は、次に該当するものを対象とします。

- ア デザイン戦略で示す「エリアの課題」の解消に資するもの
- イ デザイン戦略で示す「行政の取組」への相乗効果が期待できるもの
- ウ デザイン戦略で示す中心市街地全体のまちづくりの方針に沿うもの
- エ 交通・モビリティのまちづくり方針案やエリアのまちづくり方針案に関係するもの

※ただし、上記に該当するものであっても、次に掲げるものは対象としません。

- ・法令等や制度上不可なもの
- ・市が既に発注している業務委託等について、同じような内容で受注しようとするもの

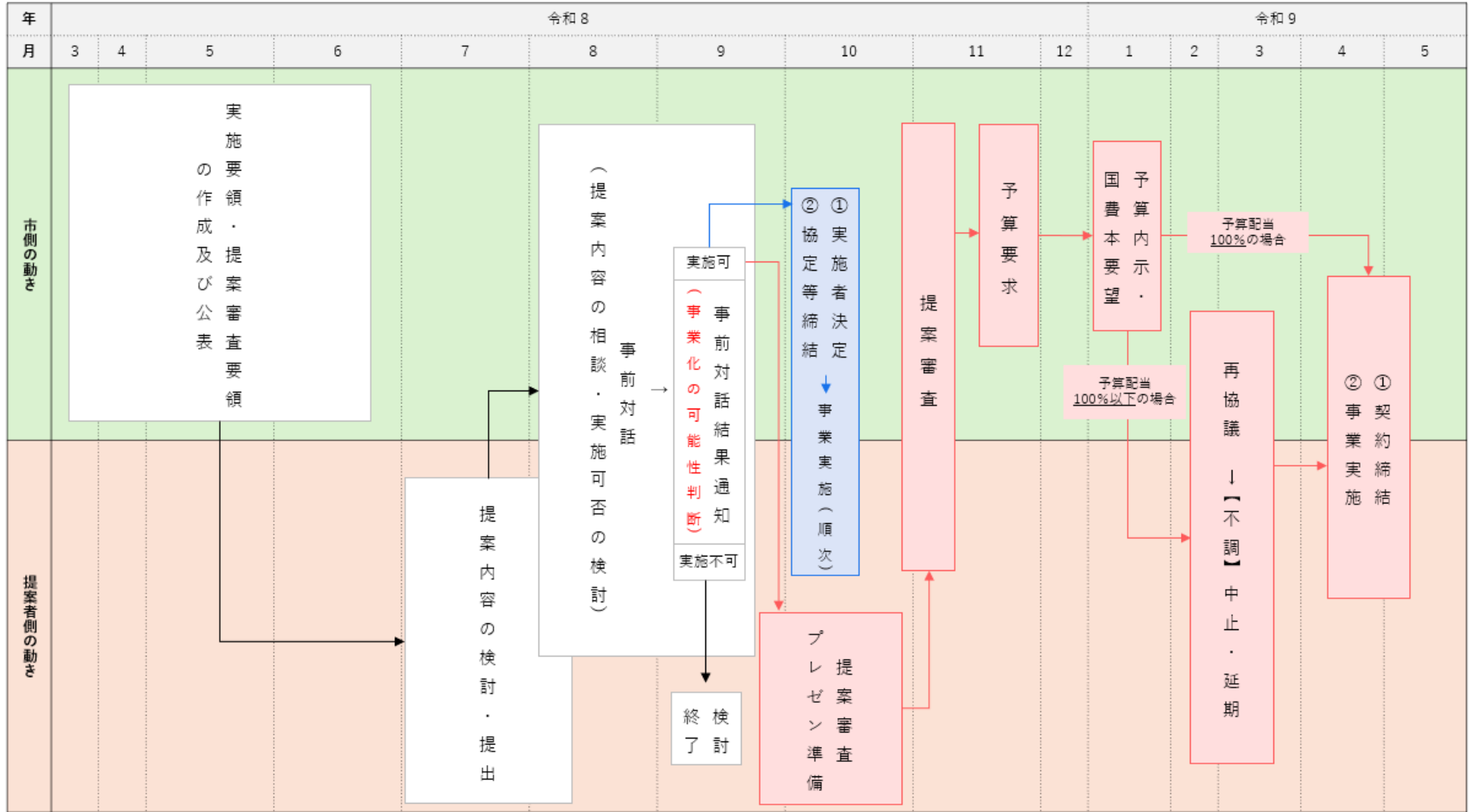
(例：今後入札等を予定する案件と同様の内容で提案するもの)

- ・市に過度な財政負担が生じるもの
- ・市への要望にとどまるもの
- ・政治的または宗教的な立場から特定の主義主張に立脚するもの(行政の中立性を損なうおそれがあるもの)

なお、事業期間については、原則として一会計年度内で完了するものとしますが、提案の性質上、複数年度を要するものについては、協議により決定するものとします。

2-2 事業の流れ

事業の大まかな流れは、次のとおり、提案の受付→事前対話→実施可否の判断→提案審査（案件による）です。



【凡例】 白色：共通の流れ

赤色：市負担有の場合の流れ

青色：市負担無の場合の流れ

3 提案の募集

提案については、「3-1 提案者の資格」を満たす民間事業者等（以下、「提案者」という。）の発意によるものであって、「2-1 対象とする提案テーマ」に該当している場合は、その熟度等に関係なく受け付けます。そのうえで、後述する提案者へのヒアリング（以下、「事前対話」という。）を通して提案内容の詳細を詰めていき、事業適合の可否（実施の可否）を決定します。

3-1 提案者の資格

提案者は、市内外を問わず、次に掲げる要件をすべて満たす法人、個人事業主、任意団体もしくはそれらで構成されるグループとし、グループでの応募に当たっては代表となる提案者を定めた上で、代表の提案者が必要書類を提出してください。

なお、グループの場合は、全構成員が要件を満たす必要があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項第 2 号または第 3 号に規定する者でないこと。
- (2) 盛岡市暴力団排除条例（平成 27 年条例第 9 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団もしくは同条第 2 号に規定する暴力団員または暴力団もしくは暴力団員の統制又は関与の下にあると認められる者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (5) 提案が採用された場合、実施主体になる意向があること。

3-2 提案の受付

(1) 受付期間

令和 8（2026）年 7 月 3 日（金）～ 8 月 10 日（月）

(2) 提出方法

提案書類を郵送（期限内必着）又は PDF データ（電子メール）で提出してください。郵送の場合は必ず「書留」「簡易書留」「特定記録」のいずれかで提出してください。

(3) 提出先

盛岡市都市整備部都市再生課公民連携まちづくり係

住 所：〒020-8532 岩手県盛岡市津志田 14 地割 37 番地 2

電 話：019（639）9061（直通）

メール：toshisaisei@city.morioka.iwate.jp

(4) 提案書類等

次の 2 点を A4 縦 サイズで作成し、郵送の場合は紙媒体で 1 部提出してください。それぞれ参考に様式を掲載しますが、①、②とも様式に記載した事項が認識できるものであれば書式は問いません。

なお、②については、グループで応募する場合は、構成員全員分を提出してください。

①盛岡市中心市街地デザイン戦略の実装化に関する提案書

②誓約書兼提案者の概要申告書

(5) 提案書類の取扱い

- ・ 提出書類は、返却しません。
- ・ 提出書類は、事前対話の目的以外に使用しません。
- ・ 提出書類は、盛岡市情報公開条例（平成 12 年条例第 51 号）に基づく公開請求の対象となり得ますが、市において提案者に公開範囲に係る意見聴取が必要と判断した場合は、照会を行います。

3-3 事前対話

事前対話では、提案者の意図を確認し、取組内容について市と提案者のイメージをすり合わせることで、提案内容のテーマへの適合性や事業化に向けた支障の有無等を洗い出し、実現に向けた検討を進めていきます。市では、この過程で集めた情報等を基に事業適合の可否を判断しますので、原則としてすべての提案について事前対話を行い、状況によっては複数回の事前対話をお願いする場合があります。

○実施期間 令和 8 年 8 月上旬から 9 月中旬まで受付順に実施

3-4 事前対話の結果通知

事前対話の結果については、決定後に提案者へ通知します。この決定において、市が実施可能（実現可能性あり）と判断したものについては、「4 実施検討提案の取扱」のとおり扱うこととし、実施不可と判断した場合は、その時点で検討終了となります。

○通知期間 令和 8 年 9 月中旬から下旬までの間（事前対話の進捗による）

4 実施検討提案の取扱

本制度の趣旨に合致し、市が実施可能と判断した提案（以下、「実施検討提案」という。）については、市による新たな予算措置の要否によって扱いが異なります。

(1) 市の新たな予算措置が不要で次の例のような役割のみを求める実施検討提案（2-2 「事業の流れ」の青色で示すフロー）については、市及び提案者の協議が整い次第、順次実施するものとします。

(例) 公共空間の活用実験で各施設管理者協議等への市職員の同行、事業の PR 活動、イベント等への市職員の従事補助など。

この場合、市は、提案者が求める役割のほか、提案者が行う補助金申請や資金調達において、提案者の求めに応じて可能な支援を行うものとします。

(2) 市の新たな予算措置が必要となる実施検討提案（2-2 「事業の流れ」の赤色で示すフロー）については、当該提案を市の新たな事業として位置付けることについて、一定の客観性や公平性を確保する必要があるため、原則として「5 提案審査」を行います。

5 提案審査

提案審査を行う場合は、令和8年9月下旬以降に必要事項をあらためて公表します。提案者においては、公表内容を確認のうえ、実施方法や事業費、そのうち市に求める負担額等についての企画をまとめていただき、10月下旬から11月上旬に予定するプレゼンテーションに参加していただきます。

提案審査は、当該提案に市として予算を要求することの是非を審査するものであり、提案の実施主体を選定するものではありません。ただし、提案の内容により、事前対話の段階で提案者を実施主体として随意契約できる可能性があるかなどを市と検討できるものとします。

なお、実施主体を競争入札など公募により選定する場合は、市が平成30年4月に策定した「PPP/PFI 民間提案等ガイドブック」において「提案が実施方針等の事業内容に反映されることにより、提案者は事業者公募時に有利に検討できる可能性がある」と示していることを準用し、提案者への優遇措置は行わないこととします。

(1) 審査基準

提案審査では、原則として次の項目に沿って評価します。ただし、提案の内容等により項目を加除することがありますので、提案審査を行う場合はあらためて公表します。

評価項目	評価の視点
提案目的	・本制度の趣旨を踏まえた内容になっているか
実施体制	・事業遂行に必要な人員が確保できるか ・スケジュールや事業規模に無理はないか
事業費	・事業費の見込みは適切か ・資金調達の方法は明確か ・市の負担額が過大になっていないか
まちづくりへの熱意	・公共の利益に配慮しているか
周辺への配慮	・広報、説明方法が適切か ・苦情等が出にくい内容になっているか
危機管理・事故対応	・事業遂行時の連絡体制は適切か

(2) 審査委員

提案内容に関係する部署に所属する市職員から選定する予定です。

(3) 提案の繰越

提案が採用されたものの、市において翌年度の予算化ができないときは、提案者と協議のうえ、提案審査の翌々年度の予算化を目指すことができるものとします。

6 その他

- ・提案に関する費用及び協議に関する費用は提案者の負担とします。
- ・提案内容については、本制度の運用支援等に関する契約を結んでいるアドバイザーと共有することがあります。
- ・事業の実施後は、事業効果等に関する報告に協力をお願いします（別途連絡します）。